

平成30年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年2月22日
1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室
1. 開会の日時 平成30年2月22日 午前10時00分

1. 出席議員 11名

1番	石上 壘 君	2番	佐藤 葉子 君
4番	山田 重雄 君	5番	下田 剣吾 君
6番	船田 兼司 君	7番	平野 英男 君
10番	鴫田 剛 君	11番	藤川 正美 君
12番	平野 明彦 君	13番	小泉 義行 君
14番	石井 清孝 君		

1. 欠席議員 3名

3番	三木 千明 君	8番	石井 志郎 君
9番	小林 喜久男 君		

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者	鈴木 洋邦 君	副管理者	高橋 恭市 君
監査委員	磯貝 昭一 君	会計管理者	本吉 健次 君
事務局長	足城 俊雄 君	総務課長	酒井 雅彦 君
管理課長	石川 幸二 君	建設課長	三ツ俣 光浩 君
総務課主幹	毛塚 忠 君	総務課長補佐	石井 太 君
管理課長補佐	三平 正孝 君	管理課処理場長	藤平 道仁 君
建設課長補佐	神谷 敏也 君		

1. 職務のため出席した者の職氏名

建設課主任技師	木村 慎之介	総務課主任主事	土田 剛史
---------	--------	---------	-------

開会及び開議

平成30年2月22日午前10時00分

○議長（平野明彦君） 皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきましてご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名でございます。よって、定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（平野明彦君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、本日管理者からの議案の送付があり、これを受理いたしましたので報告いたします。

なお、議案につきましてはお手元に配付のとおりでございます。

次に、本日写真撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

(参照)

君富下総第335号

平成30年2月22日

君津富津広域下水道組合議会

議長 平野明彦様

君津富津広域下水道組合

管理者 鈴木洋邦

議案の送付について

平成30年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について別紙のとおり送付します。

記

議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 君津富津広域下水道組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 平成29年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）

議案第5号 平成30年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について

議案第6号 平成30年度君津富津広域下水道組合会計予算

議事日程の決定

○議長（平野明彦君） 次に、本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

○

管理者挨拶

○議長（平野明彦君） ここで管理者から開会に当たり挨拶があります。

管理者、鈴木洋邦君。

（管理者鈴木洋邦君登壇）

○管理者（鈴木洋邦君） おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成30年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆さんにはご多用のところ、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、条例の制定3件、平成29年度の補正予算、平成30年度の関係市負担金の負担方法及び当初予算の6議案でございます。後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（平野明彦君） 以上で管理者の挨拶を終わります。

○

日程第1 会期の決定

○議長（平野明彦君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（平野明彦君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において、4番、山田重雄君、5番、下田剣吾君を指名いたします。

○

（提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決）

日程第3 議案第1号から議案第6号まで

○議長（平野明彦君） 日程第3、議案第1号から議案第6号までを一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、鈴木洋邦君。

(管理者鈴木洋邦君登壇)

○管理者（鈴木洋邦君） 議案第1号から議案第6号までを、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本組合の構成団体である君津市に準じ、地域手当の支給率を引き下げようとするものでございます。

次に議案第2号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、ラスパイレス指数対策として、現在実施している給料の特別減額措置について、本組合の構成団体である君津市に準じ、職員の士気低下を招かぬよう減額する月を限定し、当分の間、延長するとともに、条例の規定を整理しようとするものでございます。

次に、議案第3号 君津富津広域下水道組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本組合の構成団体である君津市に準じ、旅行命令等の手続及びび公用以外の宿泊施設を利用した場合の宿泊料の調整に関する規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第4号 平成29年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）。

本議案は、歳入・歳出予算から、それぞれ5,462万1,000円を減額し、補正後の予算額を23億4,566万1,000円にしようとするものでございます。

補正予算の主な内容は、事業費の確定により、その財源を調整するとともに、地方債の償還利子を減額しようとするものでございます。また、これにあわせて繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次に、議案第5号 平成30年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について。

本議案は、議案第6号の平成30年度君津富津広域下水道組合会計予算における所要経費のうち、君津市及び富津市が負担する額の負担方法について、君津富津広域下水道組合規約第14条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第6号 平成30年度君津富津広域下水道組合会計予算は、市民の生活環境の向上を目指し、引き続き、未整備区域の解消に向けて管渠及び終末処理場を整備するとともに、施設を適正に管理するため、総額31億3,156万2,000円の予算を計上したところでございます。

以上、議案第1号から議案第6号までを一括して提案理由の説明を申し上げましたが、これらにつきまして、事務局長から補足説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野明彦君） 以上で管理者の提案理由の説明が終わりましたので、補足説明を求めます。

事務局長、足城俊雄君。

(事務局長足城俊雄君登壇)

○事務局長（足城俊雄君） それでは、議案第1号から議案第6号までについて、私から補足説明申し上げます。

初めに、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げますので、議案つづりの1ページをお開きください。

本議案の改正内容は、地域手当の支給率を引き下げようとするものでございます。本組合の構成団体である君津市においても、同様の改正を本3月議会に提出しております。本組合の給与関係規程は、

君津市に準じておりますことから、これに合わせるための条例を制定しようとするものでございます。

それでは、改正条例に基づき説明をさせていただきます。議案参考資料の1ページをお開きください。

第12条の2第2項による改正は、一般職の地域手当の支給率を7%から5%に引き下げようとするものでございます。また、職員の士気低下を招かぬよう、附則において経過措置を設けようとするものでございます。経過措置の内容は、平成30年度から0.5%ずつ引き下げ、4年後に5%にしようとするもので、平成30年度は6.5%、平成31年度は6%、平成32年度は5.5%、そして、平成33年度から5%となるようにしようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日は、平成30年4月1日と定めてございます。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げますので、議案つづりの3ページ、あわせて議案参考資料の2ページをお開きください。

本議案は、ラスパイレス指数の抑制措置として実施している給料月額減額措置であり、本組合の構成団体である君津市においても、同様の改正を本3月議会に提出しております。本組合の給与関係規程は君津市に準じておりますことから、これに合わせるための条例を制定しようとするものでございます。

第1条は、一般職の減額を規定しております。

本改正条例の改正内容は、一般職の減額率は変更せず、年ごとの減額期間を平成30年度から3カ月ずつ短縮し、平成33年度から当分の間、4月のみ減額措置を残そうとするものでございます。

減額期間短縮の経緯ですが、第1条の改正案のアンダーラインが引いてある部分をごらんください。

平成30年度は4月から12月までの9カ月間を減額し、平成31年度は4月から9月までの6カ月間を減額、平成32年度は4月から6月までの3カ月間を減額、平成33年度からラスパイレス指数の水準が落ちつくまでの間、4月のみ減額措置を残そうとするものでございます。

なお、第1条中段のアンダーラインが引いてある部分、同条第4項、第2条及び第3条の改正につきましても、現給保障等の規定が平成30年3月31日をもって終了することから規定の削除及び整理を行うものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日は、平成30年4月1日と定めてございます。

次に、議案第3号 君津富津広域下水道組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げますので、議案つづりの5ページをお開きください。

本議案の改正内容は、職員の旅行命令等の手続及び公用以外の宿泊施設を利用した場合の宿泊料の調整規定を整備しようとするものでございます。

本組合の構成団体である君津市においても、同様の改正を本3月議会に提出しております。

本組合の旅費関係規程は、君津市に準じておりますことから、これに合わせるための条例を制定しようとするものでございます。

それでは、改正内容を議案参考資料により説明させていただきます。4ページをお開きください。

第4条第4項及び第5項の改正は、旅行命令等の手続を簡素化しようとするものでございます。

初めに、第4項の改正ですが、これまでは口頭での旅行命令は、旅行命令簿に記載し職員に提示するいとまがないときとしていましたが、旅費が伴わない管内出張も口頭での旅行命令とすることができるよう改正しようとするものでございます。

次に第5項の改正は、これまで口頭で旅行命令した場合も含めて、全ての旅行命令は旅行命令簿によるとしていましたが、旅費の伴わない管内出張については、旅行命令簿に記載することを省略できることとしようとするものでございます。

次に、第27条の改正は、公用以外の宿泊施設を利用した場合の宿泊料の調整規定を整備しようとするものでございます。

これまで、宿泊料は定額で支給することを基本とし、調整できる場合として研修施設等の公用の宿泊施設を利用した場合としていましたが、定額を下回る一般の宿泊施設が多くあることから、一般の宿泊施設でも調整できることとしようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日は、平成30年4月1日と定めてございます。

次に、議案第4号 平成29年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）について説明申し上げますので、議案別冊の補正予算書の3ページをお開きください。

初めに、第2表 繰越明許費であります。人見汚水枝線築造事業については、立坑築造に当たり支障となる水道管が発見され、移設に不測の日数を要し、年度内に適正な工期が確保できないため繰越明許費を設定するものでございます。

次に、4ページをお開きください。第3表 地方債補正であります。今回の補正は、事業の執行に伴いまして、公共下水道整備事業の借入限度額を4億1,030万円から3億9,910万円に変更しようとするものでございます。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料2,900万円の減額は、当初、使用料改定を平成29年7月1日として予算計上しておりましたが、使用料システムの改修等に時間を要したため、改定日を2カ月延伸し9月1日としたことによる補正でございます。

なお、条例改正、市民周知等につきましては、平成29年9月1日改定として実施しております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金478万円の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

次に、9ページをごらんください。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の964万1,000円の減額は、財源調整のためのものでございます。

次に、7款組合債、1項組合債、1目下水道債の1,120万円の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

次に、10ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

3款土木費、1項下水道管理費、1目公共下水道維持管理費については、人孔蓋改築事業に係る国庫補助金の増額に伴う財源内訳の更正でございます。

3目処理場維持管理費の3,000万円の減額は、終末処理場水処理施設5・6池の稼働実績による電気料金の補正でございます。

10ページ下段の2項下水道建設費、1目公共下水道新設改良費1,898万円の減額の内容でございます。13節委託料538万円の減額は、中野・中富汚水枝線築造事業に係る国庫補助金の内示額の減に

よるものでございます。

15節工事請負費540万円の減額と22節補償補填及び賠償金の820万円の減額は、八重原雨水幹線築造事業の事業費の確定に伴うものでございます。

次に、11ページをごらんください。

4款公債費、1項公債費、2目利子の564万1,000円の減額は、年度内借入組合債の確定に伴い、その償還利子を補正しようとするものです。

以上、歳入歳出それぞれ5,462万1,000円を減額し、補正後の予算総額を23億4,566万1,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第5号 平成30年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法についてご説明申し上げますので、議案つづり最後の7ページをお開きください。

君津市、富津市の負担金の負担割合については、組合格約第14条第2項で定められておりますが、同条第3項で、組合議会の議決を経て定める負担方法により、関係市に分賦することができると規定されているため、関係市負担金の負担方法について定めるものでございます。これに基づき、7ページ下段の1から4に掲げる経費については、平成30年度においても平成29年度と同じ取り扱いとしております。

それでは順次ご説明申し上げます。

1の、終末処理場の維持管理費のうち、雨水処理経費は君津市の負担とし、また、汚水処理経費は両市が実績汚水量比により負担すると定めております。

2の一般職の職員の人件費のうち、総務費については、組合全体の事務が主な業務であるため、2分の1を計画汚水量比、2分の1を実績汚水量比により、管理費及び処理場費については、処理開始区域内の維持管理及び汚水処理が主な業務であるため、実績汚水量比により、建設費については、事業計画に基づく未整備地区の解消が主な業務であることから、計画汚水量比により関係市がそれぞれ負担すると定めております。

3の定期健康診断に係る経費については、派遣市が負担、4の議会費や総務費等の一般事務経費については関係市が均等負担すると定めております。なお、平成30年度の実績汚水量比は、君津市が86.2%、富津市が13.8%と見込んでおり、計画汚水量比は、君津市が71.0%、富津市が29.0%でございます。なお、一般職の職員は、君津市20名、富津市7名を見込んでおります。

次に、議案第6号 平成30年度君津富津広域下水道組合会計予算についてご説明申し上げますので、議案別冊、君津富津広域下水道組合会計予算書をごらんください。

初めに、30年度の主な建設事業からご説明申し上げますので、会計予算書の32ページ33ページと、最後のページの事業箇所図をあわせてごらんいただきたいと存じます。

32ページ、33ページに事業一覧を掲げてありますが、主なものを申し上げますと、両市にかかわるものとして、①及び⑩の君津富津終末処理場施設設備長寿命化更新事業、⑨及び⑬の公共下水道事業計画変更事業、⑩及び⑭の公共下水道再構築事業を実施いたします。

君津市では、②君津汚水2号幹線築造事業、③八重原雨水幹線築造事業、④人見汚水枝線築造事業、⑥台地区浸水対策事業、⑦中野・中富汚水枝線築造事業、⑧人孔蓋改築事業を実施いたします。

富津市では、⑫汚水柵設置事業を実施いたします。

それでは、予算の内容についてご説明申し上げますので、戻っていただき、5ページをお開きくだ

さい。

第2表 地方債であります、これは、先ほど申し上げました公共下水道整備事業のための地方債を借り入れるに当たり、7億7,250万円を限度として、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

次に、歳入歳出の主な内容をご説明申し上げますので、8ページをお開きください。

初めに歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市負担金、7億5,900万円の内訳は、君津市が5億5,400万円、富津市が2億500万円となり、君津市は対前年度と同額で、主な理由は、下水道使用料の歳入増はあるものの投資的事業費における一般財源の増によるものでございます。富津市は、対前年度3,500万円の減額で、主な理由は下水道使用料の歳入増及び起債償還費の減などによるものでございます。

2目下水道事業受益者負担金は593万4,000円で、対前年度1,018万8,000円の減額で、主な理由は、新規賦課面積の減によるものでございます。

3目認可区域外流入負担金613万3,000円は、木更津市畑沢南地区の事務受託に係る負担金でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料は8億9,363万8,000円で、平成29年9月1日からの使用料改定に伴い29年に対し4,345万5,000円の増収を見込んでおります。

なお、議案第4号平成29年度君津富津広域下水道組合会計補正予算（第3号）に対しまして、7,245万5,000円の増収を見込んでおります。

2目占用料、3万2,000円は、当組合用地に係るガス管、電柱等の占用料でございます。

3目総務使用料、1万2,000円は、君津富津終末処理場職員2名分の駐車場使用料でございます。

次に、9ページをごらんください。

2項手数料、1目下水道手数料は149万4,000円で、排水設備の工事完了検査、指定工事店の新規登録申請、指定工事店の登録更新等に係る手数料で、対前年度107万1,000円の増額の理由は、排水設備指定工事店の指定有効期限が切れるため更新手数料を計上したためでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金5億5,680万円は、先ほど説明いたしました公共下水道事業のうち、君津富津終末処理場施設設備長寿命化更新事業、君津汚水2号幹線築造事業、人見汚水枝線築造事業、中野・中富汚水枝線築造事業、人孔蓋改築事業及び公共下水道再構築事業の財源として見込んでございます。

次に、4款県支出金は、予算科目を確保するため計上するものでございます。

次に、10ページをお開きください。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は1億3,563万6,000円で、前年度に対し2,039万2,000円の増額となっております。

次に、6款諸収入は、1項延滞金、加算金及び過料、2項組合預金利子及び11ページの3項雑入を合わせまして、合計38万円を計上しております。

次に、7款組合債、1項組合債、1目下水道債は7億7,250万円で、公共下水道整備事業に係る借入金でございます。

次に、8款財産収入、1項財産売払収入、1目物品売払収入ですが、君津富津終末処理場施設設備長寿命化更新事業により発生する廃材の物品売払収入で、予算科目を確保するため計上するものでござ

ざいます。

次に、12ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。

1 款議会費は207万7,000円で、組合議員14名に係る報酬、費用弁償等の運営費でございます。なお、前年度では、2 款総務費で計上しておりました食糧費及び会議録作成委託料を計上いたしております。次に13ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は9,650万1,000円で、これは特別職2名分の報酬、事務局長及び総務課職員合わせて8名分の人件費のほか、次に14ページ、15ページをお開きください。

13節の公営企業会計移行支援業務委託料、14節の事務機器等借上料、19節の庁舎維持管理負担金、27節の消費税等でございます。なお、前年度に対し1,046万3,000円増額の主な理由は、公営企業法適用に向けた作業の一つである公営企業会計移行支援業務委託料及び事務機器等借上料を計上したためでございます。

次に、15ページ下段の2 項監査委員費、1 目監査委員費は34万8,000円となり、監査委員2名分の報酬、費用弁償等を計上しております。

次に、16ページをお開きください。

3 款土木費、1 項下水道管理費、1 目公共下水道維持管理費は2億6,449万7,000円で、これは公共下水道維持管理に要する経費でございまして、管理課職員8名分の人件費、11節の管渠、ポンプ場等の修繕料のほか、13節では君津、富津両市水道部に委託している下水道使用料賦課徴収業務等の委託料を、19節では水洗便所改造事業補助金等を計上しております。なお、前年度に対し3,204万5,000円増額の主な理由は、公共下水道再構築事業を計上したためでございます。

次に、18ページをお開きください。

2 目都市下水路維持管理費は308万6,000円で、13節の清掃業務委託料等を計上しております。

次に、3 目処理場維持管理費は5億9,500万5,000円で、処理場職員2名分の人件費、11節の機械・設備等に係る修繕料、光熱水費のほか、13節の終末処理場維持管理業務等委託料を計上しております。なお、前年度に対し1,353万1,000円減額の主な理由は、水処理施設5・6池に係る電気料金の減額などでございます。

次に、2 項下水道建設費、1 目公共下水道新設改良費は14億8,518万3,000円で、公共下水道の投資的事業等に係る経費で、建設課職員9名分の人件費のほか、先ほど32ページ、33ページのところで説明いたしました公共下水道事業のうち、管理課所管事業であります⑧の人孔蓋改築事業及び⑩⑭の公共下水道再構築事業を除く9事業に係る経費等、20ページ、21ページのとおり計上しようとするものでございます。なお、前年度に対し7億4,280万1,000円増額となっております。これは、君津富津終末処理場施設設備長寿命化事業、君津汚水2号幹線築造事業等の事業費の増額に伴うものでございます。

次に、4 款公債費、1 項公債費、1 目元金の5億300万3,000円は長期債の償還元金であり、また、2 目利子の1億6,686万2,000円は、長期債の償還利子1億6,521万8,000円のほか、一時借入金の借入最高額を5億円とし、その利子164万4,000円を計上しております。

次に、22ページをお開きください。

次に、5 款予備費は1,500万円で、前年度と同額を計上しております。

以上が歳入歳出予算の概要でありまして、歳入歳出それぞれ31億3,156万2,000円で、前年度に対し

7億3,598万4,000円の増額となりますが、その主な理由は、建設事業費の増によるものでございます。なお、事項別明細書以外の予算に関する説明書といたしまして23ページから29ページまでが給与費明細書でございますので、ごらんいただきたいと存じます。

続きまして、1枚めくっていただき、30ページは、継続費に関する調書でございます。

31ページは、地方債の現在高に関する調書でございますが、30年度末の地方債の現在高見込額は、表の右下に記載のとおり89億9,696万2,000円で、内訳は君津地区71億5,695万2,000円、富津地区18億4,001万円となる見込みでございます。

以上で、議案第1号から議案第6号までの補足説明を終わりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（平野明彦君） 以上で補足説明が終わりました。

次に、議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第1号に対する討論を行います。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第1号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第2号に対する討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野明彦君） 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第2号 一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野明彦君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 君津富津広域下水道組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第3号に対する討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第3号 君津富津広域下水道組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成29年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第3号)に対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第4号に対する討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第4号 平成29年度君津富津広域下水道組合会計補正予算(第3号)について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成30年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第5号に対する討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第5号 平成30年度君津富津広域下水道組合関係市負担金の負担方法について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成30年度君津富津広域下水道組合会計予算に対する質疑でございますが、通告による質疑がございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) ご異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第6号に対する討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(平野明彦君) 討論もないようでございますので、討論を終結し、採決いたします。

議案第6号 平成30年度君津富津広域下水道組合会計予算について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(平野明彦君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

○

管理者挨拶

○議長(平野明彦君) ここで閉会に当たりまして、管理者から挨拶があります。

管理者、鈴木洋邦君。

(管理者鈴木洋邦君登壇)

○管理者(鈴木洋邦君) 閉会に当たりまして、一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただき、まことにありがとうございました。

本年度につきましては、一部事業の繰り越しがありましたが、引き続き、事業を計画的に推進し、処理区域の整備に向けて努力してまいり所存でございますので、議員皆様のご指導とお力添えをお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長(平野明彦君) これをもちまして、平成30年第1回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

平成30年2月22日午前10時55分

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年2月22日

君津富津広域下水道組合議会議長 平野明彦

署名議員 山田重雄

署名議員 下田劍吾